## 伊予市環境基本計画等策定業務委託仕様書

## 1 「伊予市環境基本計画」策定業務

(1) 計画の目的

伊予市環境基本条例で定める環境の保全等についての基本理念の実現を図るため、環境の保全等に関する基本的な施策を、総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

## (2) 策定に係る業務内容

ア 環境を取り巻く現況の把握、抽出、整理

「伊予市環境基本計画」の策定に際し、国等の環境行政や社会情勢の変化、関連計画との整合性確保への対応を行う。

- イ 環境目標、達成指標の設定
  - (ア) 市民評価 (アンケート)、数値データ評価 (成果指標となる客観評価)及び職員評価 (関係各課職員による定性的評価)を行い、課題を抽出するとともに、アを踏まえて環境目標、達成指標の設定を行う。
  - (イ) アンケート等に基づき、重点的に取り組むべき施策等をリーディングプロジェクトとして設定する。
- ウ 「伊予市環境基本計画」策定の第1次素案、第2次素案、最終案の作成
  - (ア) ア、イの内容及びアンケートに基づき、SDGs の視点に配慮しながら、計画の構成の検討を行い、第1次素案、第2次素案、最終案の作成を行う。
  - (4) 市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政が連携し、様々な環境課題の解決 に向け、それぞれが果たす役割を明確とするとともに、次代の担い手である 子どもたちの環境意識の醸成が図られるよう、環境教育について検討を行う。
- エ パブリックコメントの意見集約、公表の支援

パブリックコメントによって寄せられた意見の集約、及び対応方針について の支援を行う。

オ 「伊予市環境基本計画」の本編、概要版の作成

本編及び概要版の作成を行う。なお、概要版については、リーディングプロジェクトを中心に構成し、イラストや写真を使用し、わかりやすいものとすること。

(3) 策定の視点及び留意点等

「伊予市環境基本計画」の策定の視点及び留意点等については、次のアからキまでに示す事項とする。なお、SDGs の視点に配慮してとりまとめること。

ア 環境目標及び達成指標の精査

環境目標や達成指標等について、各種法令の制定及び改正や、自治体を取り 巻く社会情勢等、時代の変遷に伴う視点から策定を図り、達成状況を明らかに するため、アウトカム指標を設定する。

#### イ 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

ウ 国、県、市等が策定した各種関連計画等との整合

向け、それぞれが果たす役割について設定を行う。

「環境基本計画(国)」及び「愛媛県環境基本計画」をはじめ、「伊予市建設計画」、「伊予市一般廃棄物処理基本計画」や「伊予市都市計画マスタープラン」など、市等が策定した各種計画等の内容に則した策定を行う。

エ 市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政との協働 市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政が連携し、様々な環境課題の解決に

オ 次代の担い手の育成

次代の担い手である子どもたちの環境意識の醸成が図られるよう、環境教育 について検討を行う。

カ 本市を取り巻く環境状況の変化への対応

大気環境・水環境・土壌環境等の保全、有害化学物質対策、廃棄物の減量・ 資源化、緑及び生物多様性の保全や、エネルギー政策、地球温暖化対策、気候 変動適応法に基づく適応策などの諸課題を整理・分析し、計画や施策への反映 を図る。

# キ その他の留意事項

- (ア) 市民や議会からの意見等により、内容に修正等が生じた場合は、できる 限り早急に対応すること。
- (4) 環境審議会、庁内検討会議等に参加し、議事録等の記録を作成すること。
- 2 「伊予市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定業務
  - (1) 計画の目的

本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を、総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

- (2) 策定に係る業務内容
  - ア 環境を取り巻く現況の把握、抽出、整理

「伊予市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定に際し、国等の環境行政や社会情勢の変化、関連計画との整合性確保への対応を行う。

イ 温室効果ガス排出量の現状把握と将来予測

国の最新の「地方公共団体実行計画策定マニュアル」に基づき、出来る限り 直近のデータにより、温室効果ガスの算定方法の検討及び算定を行い、温室 効果ガス排出量の現状把握と将来予測を行う。

ウ 温室効果ガスの削減目標設定・エネルギー関連の指標目標設定

国や県等の削減目標や国際会議等の議論を踏まえて、温室効果ガスの削減目標を短期・中期・長期ごとに設定する。なお、削減目標の数値及び年度の設定については、国や県等の動向を鑑み、整合性に配慮し、設定していくものとする。ただし、長期目標の目標年度については、2050年度とする。

- エ 温室効果ガス削減のための市の施策の整理
- (ア) 温室効果ガス削減に向けた市の施策の整理を行う。なお、施策については、 気候変動適応法に基づく適応策及び「再生可能エネルギーの推進施策」を盛 り込むこと。
- (イ) アンケート等に基づき、重点的に取り組むべき施策等をリーディングプロジェクトとして設定する。
- オ 温室効果ガス削減量の算定

エの施策に基づき、温室効果ガスの削減量の算定を行う。なお、算定にあたっては、環境省のガイドラインに沿った算定方法による積算を基礎とし、数値化する場合は、算定根拠を明確にすること。なお、算定方法については、将来的に継続して行うことができる算定方法、算定根拠を使用すること。

カ 温室効果ガス削減のための主体別の取組の整理

温室効果ガス削減のための市民、事業者等の取組を抽出し、取組ごとの削減量をできる限り算定するとともに、到達目標・指標を明らかにするため、アウトカム指標を設定する。

キ 「伊予市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定の第一次素案、第二次 素案、最終案の作成

アからキの内容及びアンケートに基づき、SDGs の視点に配慮しながら、「伊予市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の構成の提案、及び第一次素案、第二次素案、最終案の作成を行う。

ク パブリックコメントの意見集約、公表の支援

パブリックコメントによって寄せられた意見の集約、及び対応方針についての支援を行う。

- ケ 「伊予市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の本編、概要版の作成 本編及び概要版の作成を行う。なお、概要版については、リーディングプロジェクトを中心に構成し、イラストや写真を使用し、わかりやすいものとする こと。
- (3) 策定の視点及び留意点等

「伊予市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定の視点及び留意点等 については、次のアからスまでに示す事項とする。

なお、SDGs の視点に配慮してとりまとめること。

ア 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

イ 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素 (CO2)、メタン (CH4)、一酸化二窒素 (N2O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF6) の 6 種類とする。

ただし、環境省が示した地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)

策定マニュアルに則り、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄については、伊予市の温室効果ガス排出量の推計には含まないものとする。

ウ 温室効果ガス排出量の現状把握と将来予測

排出量の現状把握と将来予測については、次のデータを組み合わせ、部門別に、できる限り直近のデータにより算出するものとする。

- (ア) 国、県、市等が公表する統計データ
- (イ) その他、必要と認められるデータ
- 工 排出部門

部門は、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門に分類し、 各部門の特性を分析する。

オ 国、県、市等が策定した各種関連計画等との整合

「地球温暖化対策計画(国)」及び「愛媛県地球温暖化対策計画」をはじめ、「伊予市総合計画」、「伊予市一般廃棄物処理基本計画」や「伊予市都市計画マスタープラン」など、市等が策定した各種計画等の内容に則した策定を行う。

カ 温室効果ガス削減のための市の施策

温室効果ガス削減のための施策を全庁的に抽出し、施策ごとの削減量をできる限り算定するとともに、到達目標及び指標を明らかにするため、アウトカム指標を設定する。

- キ 温室効果ガス削減のための市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政の取組 温室効果ガス削減のための市民、事業者等の取組を抽出し、取組ごとの削減 量を算定するとともに、到達目標・指標を明らかにするため、アウトカム指標 を設定する。
- ク 次代の担い手の育成

次代の担い手である子どもたちの環境意識の醸成が図られるよう、環境教育 について検討を行う。

ケ 環境配慮型設備や製品の将来普及見込み

環境配慮型設備や製品の普及見込みを盛り込み、可能な限り、その普及による削減量を算定する。

コ 温室効果ガスの削減量の算定

温室効果ガスの削減量の算定は、環境省のガイドラインに沿った算定方法による積算を基礎とし、数値化する場合は、算定根拠を明確にする。

サ 地球温暖化への適応策

気候変動適応法に基づく適応策について盛り込むこと。

シ 近隣自治体等との連携

松山市、松前町などの近隣自治体や、愛媛県との広域的取組の効果や具体的施策等を盛り込むこと。

ス その他の留意事項

- (ア) 市民や議会からの意見等により、内容に修正等が生じた場合は、できる 限り早急に対応すること。
- (4) 環境審議会、庁内検討会議等に参加し、議事録等の記録を作成すること。

#### 3 「伊予市再生可能エネルギー導入戦略」策定業務

#### (1) 計画の目的

本市では、環境省(執行団体:日本環境協会)の令和3年度の補助事業である「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」を活用し、本市において2050年カーボンニュートラルを見据え、現在の地域全体の温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーポテンシャルを調査し、将来における地域特性(自然的・経済的・社会的課題)や将来のエネルギー消費量を踏まえ、2030年までの短期、2050年までの中長期的な温室効果ガス排出量の削減量や再生可能エネルギーの導入量を把握する基礎調査を行った上で、地域の将来ビジョンや脱炭素シナリオのロードマップを作成し、これを実現するための具体的な指標及び施策を検討することを目的とする。

# (2) 策定に係る業務内容

## ア 基礎情報の収集及び現状分析

本市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再 生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情 報の収集及び現状分析

## イ 温室効果ガス排出量の将来推計(2030年、2050年)

本市の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計(可能な限り複数のパターンでの推計)を行う。なお、推計にあたっては、環境省区域施策編策定・実施マニュアル算定手法編及び地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料に基づくこと。

ウ 将来ビジョン及び脱炭素シナリオの作成

本市の温室効果ガスの将来推計を踏まえ、2050年の将来ビジョン及びビジョンを実現するための脱炭素シナリオを作成する。

## エ 再エネ導入目標の策定

本市の再エネ種別毎の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を調査し、調査結果と地域特性を踏まえた、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた再エネ導入目標を策定する。

## オ 必要な施策及び指標の検討

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現するために必要な施策及び目標年の2030年及び2050年に合わせた指標の検討を行う。なお、施策検討にあたっては、以下の点について考慮すること。

- (ア) 環境・経済・社会の統合的課題解決につながる施策
- (イ) 再エネ導入目標を達成するための施策
- (ウ) 公共施設及び民間施設等への効果的な導入(市民、事業者への普及啓発等含む。)や廃棄物の発生抑制につながる施策
- (エ) 市内で重点的に進める取り組みや地域について提案
- (オ) 本市の地域特性を踏まえた具体的で実施可能な施策
- カ 伊予市再生可能エネルギー導入戦略策定等の協議会の開催支援 本戦略策定に当たり、地域の関係者等と合意形成を行うため、専門的知見 を有する者を交えた会議の開催を行う。会議は3回を想定し、受注者は以下 の業務を行う。
  - (ア) 委員の選定・依頼支援
  - (イ) 会議に必要な各種データ整理・資料作成
  - (ウ) 会議時の運営及び支援 委員との連絡調整、謝礼の支払い(委託費に含む。)。
  - (エ) 議事要旨の作成
- キ 「伊予市再生可能エネルギー導入戦略」策定の第一次素案、最終案の作成 アからカの内容に基づき、「伊予市再生可能エネルギー導入戦略」の構成の提 案、及び第一次素案、最終案の作成を行う。
- 4 「伊予市環境基本計画」、「伊予市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」及び 「伊予市再生可能エネルギー導入戦略」策定に係る共通の業務内容
  - (1) 環境意識の情報収集の実施

以下のアからウまでの目的のため、市民・市内企業への環境意識の情報収集を 実施する。なお、情報収集は、市が行っている環境施策や、市民や市内企業が取 り組む温暖化対策の把握を中心に構成すること。

- ア 市民や市内企業の意向を正確に把握すること。
- イ 市民や市内企業の取り組みの進捗状況を把握すること。
- ウ 環境について考える機会を市民や市内企業に提供すること。
- (2) 環境審議会(5回)、庁内検討会議(3回)への出席、支援環境審議会、庁内検討会議等に参加し、議事録等の記録を作成する。
- (3) 定例打合せへの出席 月に1度、委託者との定例打合せに参加し、議事録等の記録を作成する。
- (4) 業務実施体制 本業務の実施に当たっては、業務責任者及び担当者を適正に配置すること。
- 5 契約方法等
  - (1) 契約方法

契約は、1の「伊予市環境基本計画」及び2の「伊予市地球温暖化対策実行計

画(区域施策編)」の策定業務を1契約とし、伊予市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務とする。

また、3の「伊予市再生可能エネルギー導入戦略」策定業務を1契約とする。

#### (2) 契約履行期間

- ア 伊予市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務 契約締結日から令和5年3月17日(金)までとする。
- イ 伊予市再生可能エネルギー導入戦略策定業務 契約締結日から令和4年8月31日(水)までとする。

## 6 成果品及び支払い方法

## (1) 成果品

- ア 伊予市環境基本計画本編 5部
- イ 伊予市環境基本計画概要版 5部
- ウ 伊予市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)本編 5部
- 工 伊予市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)概要版 5部
- オ 伊予市再生可能エネルギー導入目標本編 5部
- カ 伊予市再生可能エネルギー導入目標概要版 5部
- キ アからカまでの完成品の電子データ及び作成関連データー式 (DVD-R 一式)

## (2) 納品期日

上記アから工及びそれに付随するキは、令和5年3月17日(金)までに成果 品を納品すること。

上記オとカ及びそれに付随するキは、令和 4 年 8 月 31 日 (水) までに成果品を納品すること。

## (3) 支払い方法

5(2)の契約履行期間内に業務を完了させ、完了後、速やかに成果品、必要書類を提出し、検査等に合格したとき、請求日から30日以内に一括で委託料を支払うものとし、前払い、部分払いは行わないものとする。

(4) 成果品に係る著作権

成果品に係る著作権については、すべて本市に帰属するものとする。

## 7 守秘義務

受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならず、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

また、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

## 8 その他

- (1) 打合せや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び受託者が協議の上、決定するものとする。市は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (3) 本業務の参加表明に係る企画提案書の作成に当たり、各現状値、推計の基となる数値については、国で公表している数値等を用いることを基本とするが、それ以外のデータを活用する場合は、何に基づくものか出典を明らかにすること。
- (4) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市及び受託者の双方が協力し、業務が円滑に履行できるよう誠実に対応するものとする。